

●規程改正の概要

要 旨	北病院において、看護師業務の負担軽減を目的とした2交代制勤務を導入するため、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北病院看護部では、これまで3交代の勤務体制により業務を行ってきた。 ○ 業務の負担軽減に資するか否か検証することを目的として平成 29 年 11 月から 2 交代制勤務を試行し、職員に対してアンケートを行ったところ、97%が2交代制勤務の方が良いとの回答となった。 ○ 看護師業務の負担軽減に資することから、勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の改正を行い、北病院看護部において2交代制勤務を導入する。 <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 北病院看護部における2交代制勤務の導入</p> <p style="padding-left: 40px;">交代制勤務者の始業時刻・終業時刻について規定する。</p> <p>【勤務パターン】</p> <p>日勤 8:30 ~ 17:15 (実働 7 時間 45 分)</p> <p>夜勤 17:15 ~ 翌 7:30 (実働 13 時間 15 分)</p> <p>日中勤 7:00 ~ 18:00 (実働 10 時間)</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 夜勤 + 日中勤 = 23 時間 15 分 (日勤 3 回分)</p> <p>(2) その他 規定の整備</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新	旧																																								
<p>第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職員</th> <th style="width: 15%;">勤務時間</th> <th style="width: 15%;">勤務態様及び勤務時間の割振り</th> <th style="width: 10%;">休憩時間</th> <th style="width: 10%;">週休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央病院医療局手術診療統括部臨床工学科</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工学科</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員、中央病院看護局看護部に勤務する</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任看護師又は看護師である者及び北病院看護部に勤務する職員のうち</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護業務に従事する者</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員	勤務時間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	中央病院医療局手術診療統括部臨床工学科	略				工学科	略				職員、中央病院看護局看護部に勤務する	略				主任看護師又は看護師である者及び北病院看護部に勤務する職員のうち	略				看護業務に従事する者	略				<p>第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職員</th> <th style="width: 15%;">勤務時間</th> <th style="width: 15%;">勤務態様及び勤務時間の割振り</th> <th style="width: 10%;">休憩時間</th> <th style="width: 10%;">週休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央病院(医療局入院外来診療部臨床工学科、看護部外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、北病院に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員	勤務時間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	中央病院(医療局入院外来診療部臨床工学科、看護部外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、北病院に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者	略			
職員	勤務時間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休憩時間	週休日																																					
中央病院医療局手術診療統括部臨床工学科	略																																								
工学科	略																																								
職員、中央病院看護局看護部に勤務する	略																																								
主任看護師又は看護師である者及び北病院看護部に勤務する職員のうち	略																																								
看護業務に従事する者	略																																								
職員	勤務時間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休憩時間	週休日																																					
中央病院(医療局入院外来診療部臨床工学科、看護部外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、北病院に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者	略																																								

別表第1（第6条関係）

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
通常勤務	日勤	午前8時30分～午後5時15分 業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。
交替勤務	日勤A 日勤B 準夜勤	午前8時～午後4時45分 午前8時30分～午後5時15分 午後4時30分～翌日午前1時15分
	深夜準夜A	午後4時30分～翌日午前9時

別表第1（第6条関係）

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
通常勤務	日勤	午前8時30分～午後5時15分（休憩時間1時間を除く。） 業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。
交替勤務	日勤A 日勤B 日勤C 準夜勤 深夜A 深夜B 深夜準夜	午前6時～午後2時45分（休憩時間1時間を除く。） 午前8時30分～午後5時15分（休憩時間1時間を除く。） 午前9時30分～午後6時15分（休憩時間1時間を除く。） 午後4時30分～翌日午前1時30分（休憩時間1時間を除く。） 午前1時00分～午前10時00分（休憩時間1時間を除く。） 午前0時45分～午前9時45分（休憩時間1時間を除く。） 午後4時30分～翌日午前9時45分（休憩時間1時間を除く。）

	<p><u>深夜準夜B</u> <u>深夜準夜C</u> <u>日中勤A</u> <u>日中勤B</u></p>	<p>_____ 午後5時15分～翌日午前7時30分 午後7時～翌日午前8時45分 午前8時～午後7時30分 午前7時～午後6時</p> <p>業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。</p>		<p>を除く。)</p> <p>_____ _____ _____ _____</p> <p>業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。</p>
--	--	---	--	--